

基山町農業委員会会議録

令和2年10月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第26号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第27号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	6件
その他	農業振興地域整備計画の変更について	

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和2年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第26号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第26号議案朗読

この件につきましては、農家住宅建設のために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在借家住まいで、子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことで、129.50㎡の農家住宅建設の計画をしておられます。

その他の候補地についても検討をされましたが、農業経営を行っている両親居住の東側隣接農地が農業経営にも効率的であるため、この土地を、選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、6区中園集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

隣接する農地ですので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第26号議案1番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第26号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第27号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 第27号議案1番 朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。賃借料は3筆10,000円です。場所は、2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

管理もしっかりされ、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案1番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第27号議2番から6番については再設定の案件となっております。事務局より説明をお願いします。

事務局 第27号議案2番から6番再設定のため朗読省略

2番につきましては、任期満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区鎌浦集落付近にある圃場です。

3番につきましては、任期満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

4番につきましては、任期満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり7,000円です。場所は、鳥栖ジャックション北側付近にある圃場です。

5番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、JR弥生が丘駅北側付近にある圃場です。

6番につきましては、病気等で労力不足に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、鳥栖ジャックション南側付近にある圃場です。

議 長

只今、事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

11番委員

2番と3番につきましては、現在も管理はきちんとされていますので、問題ないと思われま。

7番委員

5番と6番につきましては、現在も管理はきちんとされていますので、問題ないと思われま。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第27号議案2番から6番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第27号議案2番から6番については、全員一致で決定します。

次に、その他の農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他1番 朗読

この件につきましては、建築条件付売買予定地を造成するために当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は3,917㎡です。

この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、秋光集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

周辺農地の意見はどうなっていますか。

園部推進委員

早い段階から、近隣農地の意向を確認し、農業をしたい者が、ヘリ防除や水利等の営農環境が悪化することにより、農業が出来なくなるようなことがないようにしてもらいたい。

事務局長

周辺農地の所有者については、宅地化しない意思は確認しているが、開発についての同意は得ていないとの事です。

今後、定住促進課から町民全体に対して、町民会館で開発についての説明会を行う予定です。

宮浦推進委員

山間地区の農地と比べると、平地で獣害もなくとても環境のいい農地であるため、ほかの土地ではだめなのですか。

3 番委員

立地もよいため、農地として使用したい者がいるなら、農地として利用してもらいたい。

園部推進委員

今後の、説明会や周辺農地との協議の中で、営農環境の保全が持続できるよう進めて下さい。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、事務局は今回出た意見をまとめて意見書を作成し提出をして下さい。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年10月1日

署名人

議 長

委 員

委 員